

諏訪市告示第 117 号

低入札価格調査制度事務処理要綱の一部を改正する要綱

低入札価格調査制度事務処理要綱（平成 14 年諏訪市告示第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「恐れ」を「おそれ」に改め、「落札者」の次に「又は落札候補者（以下「落札者等」という。）」を加え、「落札者」を「落札者等」に改める。

第 2 条中「130 万円」を「200 万円」に改める。

第 5 条第 2 号から第 4 号まで、第 10 条第 1 項及び第 11 条中「落札者」を「落札者等」に改める。

第 12 条の見出し中「恐れ」を「おそれ」に改め、同条第 1 項中「恐れ」を「おそれ」に、「落札者」を「落札者等」に改める。

第 13 条第 2 項第 2 号中「恐れ」を「おそれ」に改める。

第 14 条中「落札者」を「落札者等」に改める。

別添 工事請負契約に係る低入札価格調査基準の算定 1、2 及び 3 の規定中「5.5/10」を「6.8/10」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後の低入札価格調査制度事務処理要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行う入札の公告及び指名競争入札通知に係る入札から適用し、同日前に行った入札の公告及び指名競争入札通知に係る入札については、なお従前の例による。